

豊情個審答申第38号
平成23年(2011年)3月10日

豊中市教育委員会委員長
本田 耕一様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐野 久美子

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報部分開示決定処分について（答申）

平成22年7月9日付け豊教総第167号で諮問を受けた異議申立てについては、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市教育委員会が行った、「平成21年11月教育委員会会議 議事第6（議案第41号）に関する記録」のうちの「弁明書（案）」を不開示とした決定処分は、妥当である。

第二 異議申立ての経過

1 前件異議申立て

異議申立人は、以前に豊中市教育委員会教育長に対して行った行政文書開示請求に対する部分不開示決定処分に係る審査請求の審査において、審査庁である豊中市教育委員会及び豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出された文書の削除を求める自己情報の削除請求を行った。これに対して豊中市教育委員会及び豊中市長は、それぞれ、これを削除しないとする決定をした（以下これらを「前件処分」という。）ため、異議申立人は、前件処分を不服として、異議申立てを行った（以下これを「前件異議申立て」という。）。

豊中市教育委員会は、平成21年11月教育委員会会議において、前件異議申立てに係る審査のために審査会に提出する弁明書の検討を行った。

2 開示請求

異議申立人は、平成22年4月6日、豊中市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき豊中市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成21年11月教育委員会会議 議事第6（議案第41号）に関する記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

3 実施機関の決定

実施機関は、同年4月20日、当該文書のうちの「弁明書（案）」は、争訟に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を著しく害するおそれがあるため開示できないとの理由を付して、部分不開示決定処分（以下「本件処分」という。）をした。

4 異議申立て

異議申立人は、同年6月7日、本件処分を不服として、行政不服審査法の定めるところにより、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

第三 異議申立ての趣旨

実施機関が行った本件処分を変更し、「弁明書（案）」を開示することを求める。

第四 異議申立人の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、異議申立書並びに意見書及び反論書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 実施機関は、当該教育委員会会議を秘密会で行っているが、秘密会とする理由は、唯一プライバシーの保護ということであり、開示することにより行政の事務事業に支障がある情報であることを理由としていないのであるから、異議申立人に対しては非開示の理由がない。

- 2 教育委員会会議を秘密会で行う場合には、秘密会とする理由を全て示さなければならない。
- 3 前件異議申立てについては処分庁の決定が出されており、非開示とすべき理由はすでに失われている。
- 4 よって本件「弁明書（案）」を、開示すべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 「弁明書（案）」は、争訟に係る情報であり、これを争訟の当事者である異議申立人に開示することは、争訟に係る事務に関し、実施機関の当事者としての地位を著しく害するおそれがあるため、条例第20条第5号イに該当する。また、審議の内容及び過程を開示することは、実施機関の今後の自由闊達な意見交換等適正な活動の遂行にも支障を及ぼす。
- 2 教育委員会会議を非公開で行うことと、自己情報の開示請求に対する不開示理由とは、必ずしも一致するものではなく、本件「弁明書（案）」が条例の不開示情報に該当するか否かは、当該情報自体の性質及び内容から判断されるべきである。
- 3 教育委員会会議を非公開で行うかどうかは、広く一般に公開の場で審議することが適切な議案か否かによって判断するものであり、理由のすべてを列挙した上で判断しなければならないものではない。当該案件については、異議申立人の個人情報等が多く含まれる情報であるため、その一点だけであっても、広く一般に公開の場で審議することは適切ではないと判断し得るところから、個人情報の保護を理由に秘密会とすることを議決したものであって、何ら問題がない。
- 4 以上のとおり、本件処分は条例に基づいて適法に行ったものであるから、異議申立人の主張には理由がない。

第六 審査会の判断

- 1 条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。
- 2 本件において、異議申立人が開示を求める「弁明書（案）」は、条例第20条第5号イに規定する「争訟に係る情報」であり、前件異議申立てに係る処分庁の決定が出ているとしても、弁明書に関する審議の内容及び過程を開示することは、実施機関の当事者としての地位を著しく害するおそれがあり、実施機関における今後の自由闊達な意見交換等適正な活動の遂行に支障を来す可能性があるため、不開示情報に該当する。
- 3 異議申立人は、教育委員会会議を秘密会として行った理由が、唯一プライバシー保護ということであるから、本人自らが自己情報の開示を求めている本件においては、当該理由が成り立たず、不開示情報に該当しないと主張する。

しかしながら、教育委員会会議を秘密会で行うか否かについての判断基準は、広く一般に公開の場で審議をすることが適切か否かということであって、本人による自己

情報の開示請求があった場合にこれを不開示とするか否かを定める条例第20条各号の立法趣旨とは、自ずと異なる。

したがって、教育委員会会議を秘密会で行った理由は、自己情報の開示請求において、当該自己情報が不開示情報であるか否かの判断に影響を及ぼすものではない。

4 以上のとおり、異議申立人の主張には理由がなく、「弁明書（案）」を不開示とした実施機関の処分に誤りはないので、上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

第七 審査手続きについて

本件異議申立てについては、当審査会から異議申立人に対して意見書及び反論書の提出を求め、異議申立人に対して意見を主張する機会を与え、これにより異議申立人から提出された意見書及び反論書により、異議申立人の主張は明確にされている。したがって、当審査会は、異議申立人による口頭意見陳述を行う必要がないと判断し、迅速な審査を行うため、豊中市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項ただし書により、これを行わず答申をするものである。

平成23年（2011年）3月10日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 野 久美子

会長代理 塩 川 茂

委 員 加 藤 幸 江

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子